

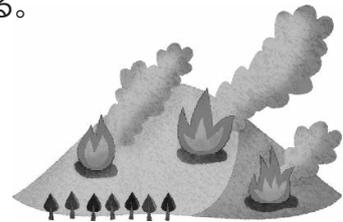
消防署からのお知らせ

全国で火災が多発しています！！

1年のうち、12月から5月は空気が乾燥し、春は火災の発生する割合が特に多い季節です。一旦火災が発生すると延焼拡大する危険性が高くなります。

須賀川地方広域消防組合の管内においても、令和3年1月から2月末までに火災が7件発生しています。出火原因は、季節を問わず常に生活の身近にあります。少しの油断が火災へと繋がってしまうため、十分に注意が必要です！！

1. 火入れをする場合は、役場産業建設課に申請し必ず許可を受ける。
2. 強風時や乾燥時はたき火・火入れをしない。
3. 水バケツなど、消火の備えをする。
4. 火を完全に消すまではその場を離れない。
5. 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしない。
6. 火遊びは絶対しない。
7. タバコの吸い殻は必ず消し、投げ捨て、寝タバコはしない。
8. 暖房器具は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
9. 家電製品のコンセントはタコ足接続せず、定期的にホコリを掃除する。



消防水利付近の駐車はやめましょう！

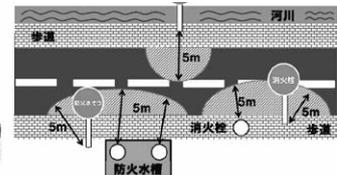


火災を消火するには“水”が不可欠です。皆さんの家の周りにある消火栓、防火水槽などの消防水利から消火に必要な水を確保し消火活動にあたっています。

道路交通法第45条では、消火に必要な“水”をいつでも有効に活用するため、消防水利や水利標識の周囲への駐車が禁止されています。

では、禁止されている駐車範囲はどうなっているのでしょうか？

1. 消防機械器具の置場や消防用水槽の側端又はこれらの道路に接する出入り口から5m以内の部分
2. 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置や消防用防火水槽の吸水口、吸管投入孔から5m以内の部分



健康アドバイス

公立小野町地方総合病院

本院が、看護実践能力の向上を目的に取り組んでいる「看護力向上支援事業」について紹介いたします。この事業は、福島県看護協会から派遣された認定看護師を講師として定期的な研修を開催し、課題解決のための知識・技術の習得に取り組むものです。

今回の研修では、当院に入院されている患者さんに多い「摂食・嚥下障害」の認定看護師である瀬谷麻衣さん(星総合病院)から指導を受けました。昨年6月～11月に開催した5回の研修では、患者さん一人一人に合った食事のスピードや姿勢、口腔ケアの方法などについて、入院されている



患者さんへの実践を交えながら、課題の洗い出しや解決方法の見出しを行いました。

なお、研修の内容は、12月18日に看護会館みらい(郡山市)で開催された報告会で発表されました。今後は、研修の成果を日頃の看護業務に生かし、耳鼻咽喉科の医師・リハビリ職員・栄養士などの多職種が連携し、患者さんへの安全な食事の提供、摂食・嚥下機能の回復につなげてまいります。

療養病棟看護師 渡辺 栄子